

| 項 | 目 | 確認 |
|---|---|-------|
| 6 | ・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするか ルール化し、全員に周知している。 | はいいいえ |
| | ・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。 | はいいいえ |
| | ・その他() | はいいいえ |
| (3)その他の対応 | | |
| 6 | ・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「病院」、「検査センター」等 を確認している。 | はいいいえ |
| | ・職場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる 可能性のあることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマ スク着用、待合や廊下を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。 | はいいいえ |
| | ・その他() | はいいいえ |
| 6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください) | | |
| 6 | ・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を 周知している。 | はいいいえ |
| | ・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。 | はいいいえ |
| | ・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マ スクをはずすよう周知している。 | はいいいえ |

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.2.12版

事業者の皆様、労働者の皆さまへ

「職場における新型コロナウイルス感染 拡大防止対策相談コーナー」を 全国の都道府県労働局に設置しました

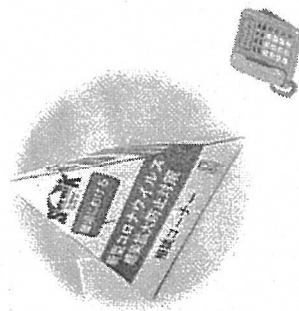
～職場の感染防止対策を徹底しましょう～

厚生労働省では、都道府県労働局(47箇所)に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置しました。

職場における新型コロナウイルス感染対策に関する事業者と労働者の皆
さまからのご相談などに対応いたします。

職場における感染防止対策について、
ご質問やご不明な点などがありまし
たら、最寄りの都道府県労働局の相談
コーナーにご相談ください。

**受付
時間** 平日(月～金曜日)
午前 8:30～午後 5:15



| | | | | | |
|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|
| 北海道 | 011-709-2311 | 石川 | 076-265-4424 | 岡山 | 086-225-2013 |
| 青森 | 017-734-4113 | 福井 | 0776-22-2657 | 広島 | 082-221-9243 |
| 岩手 | 019-604-3007 | 山梨 | 055-225-2855 | 山口 | 083-995-0373 |
| 宮城 | 022-299-8839 | 長野 | 026-223-0554 | 徳島 | 088-652-9164 |
| 秋田 | 018-862-6683 | 岐阜 | 058-245-8103 | 香川 | 087-811-8920 |
| 山形 | 023-624-8223 | 静岡 | 054-254-6314 | 愛媛 | 089-935-5204 |
| 福島 | 024-536-4603 | 愛知 | 052-972-0256 | 高知 | 088-885-6023 |
| 茨城 | 029-224-6215 | 三重 | 059-226-2107 | 福岡 | 092-411-4798 |
| 栃木 | 028-634-9117 | 滋賀 | 077-522-6650 | 佐賀 | 0952-32-7176 |
| 群馬 | 027-896-4736 | 京都 | 075-241-3216 | 長崎 | 095-801-0032 |
| 埼玉 | 048-600-8206 | 大阪 | 06-6949-6500 | 熊本 | 096-355-3186 |
| 千葉 | 043-221-4312 | 兵庫 | 078-367-9153 | 大分 | 097-536-3213 |
| 東京 | 03-3512-1616 | 奈良 | 0742-32-0205 | 宮崎 | 0985-38-8835 |
| 神奈川 | 045-211-7353 | 和歌山 | 073-488-1151 | 鹿児島 | 099-223-8279 |
| 新潟 | 025-288-3505 | 鳥取 | 0857-29-1704 | 沖縄 | 098-868-4402 |
| 富山 | 076-432-2731 | 島根 | 0852-31-1157 | | |

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

安全運転管理者制度についてご存じですか？

1 安全運転管理者の選任について

- 乗車定員11人以上の自動車 …1台以上
- その他の自動車 …5台以上
(バイク(原付は除く)は 2台で1台と計算)

上記の規定台数以上の自動車を業務で使用している事業所の使用者には、自動車の使用の本拠ごと(活動の拠点ごと)に安全運転管理者を選任し、公安委員会に届出をする義務が課せられています。
(道路交通法第74条の3第1項、第5項)

2 安全運転管理者の業務について

- ① 運転者の状態把握
- ② 安全運転確保のための運行計画の作成
- ③ 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- ④ 異常気象時等の安全確保の措置
- ⑤ 点呼等による安全運転の指示
- ⑥ 運転前後の酒気帯びの有無の確認
- ⑦ ⑥の確認内容の記録、保存
- ⑧ 運転日誌の作成
- ⑨ 運転者に対する安全指導

令和4年10月1日からは⑥の酒気帯びの有無の確認に目視等に加え、アルコール検知器を用いることが義務化されます。(道路交通法施行規則第9条の10)

3 安全運転管理者等講習について

自動車の使用者には、安全運転管理者に、安全運転管理者等講習を受講させる義務があります。(道路交通法第74条の3第8項)

※ 講習は「公安委員会に届出をしている安全運転管理者」のみが受講できるものです。

詳しくは 事業所を管轄する警察署の交通課 または 大阪府警察本部交通総務課(06-6943-1234) までお問い合わせください。

無料

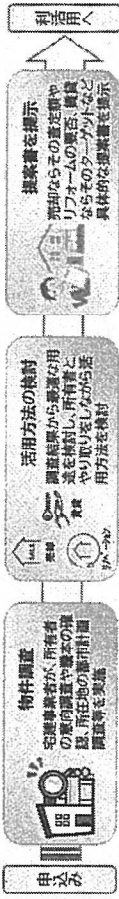
プロのノウハウで不動産をあげませんか? 『空家の利活用支援』

大阪版・空家バンクを運営する「大阪の住まい活性化フォーラム」では、公益社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部と連携して、大阪版・空家バンクの利用者への『空家の利活用支援』を実施しています。

住まい活性化フォーラム (事務局:大阪府 居住企画課)

公益社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部

空家の利活用提案サービス 状態が悪い物件でも、まずはご相談ください! 不動産のプロである宅建業者が、あなたの空家に合った最適な利活用の方法を提案します!



空家バンク掲載サポート 掲載手続きができるか不安...そんなお悩みを解消!

空家バンクへの登録申込書の作成を、宅建業者がサポートします! サポート内容 不動産用語の解説、申込書に記入する数値の調べ方のご説明など

『大阪版 空家バンク』への掲載の流れ

- 1 空家のある市町村等が設置している空家バンクに、物件をご登録ください
2 市町村等で手続を行う際に、『大阪版・空家バンク』への登録意向を担当者へお伝えください

※『空家の利活用支援』のご利用を希望される場合は、②と併せてお申出ください。市町村により登録等の登録条件が異なります。詳しくはお問合せください。

Table with columns for City/Town/Village, Phone Number, and Agency Name.

空家の売却や買値を考えると、こんなことで困っていませんか? そんな時は、借地権などの権利関係が複雑... 相続に伴う手続きや遺品整理ができていない...

【公益社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部】までご相談ください! 06-6947-4001 (平日9時~17時)

空家の売却や買値に向けて、様々なお悩みに対応! 空家の売却や買値に向けて、様々なお悩みに対応!

住まい活性化フォーラム

居住者の流通やリフォームリバーシティ市場の活性化を図り、市民の生活の向上と大阪の地方や安全体の向上につながる取組を進めるとともに、民間団体、事業者、公的団体により設立された団体です。

R4.2

空家をお持ちの方! 必見!

『大阪版・空家バンク』のご紹介

使用予定のない空家をお持ちで困っていませんか? 空家を放っておくと、ご自身の経済的な負担になるだけでなく、近隣住民の生命や財産を脅かすことにもなりかねません。そうなる前に、『空家バンク』で空家の売却や利活用を考えてみませんか?

空家を放置すると、こんな問題が...



劣化した建物が第三者に危害を加えた場合、被害者から損害賠償請求されるおそれも... ※出来(凶犯)日本住宅総合センター

ストップ! 空家の放置 ~ 『大阪版・空家バンク』のご紹介 ~

『大阪版・空家バンク』は、府内の空家と全国の利活用希望者をサイト上でつなぐマッチングサービスです!

Complex block with QR code, search button, and text describing the service and its benefits.

大阪版・空家バンク掲載の2つのメリット

- 1 年間アクセス数約15万件※のに掲載無料! ※令和2年度実績
2 公益社団法人 全日本不動産協会 大阪府本部の全面協力による『空家の利活用支援』が受けられます!

詳しいサービス内容は裏面へ

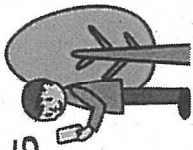
STOP! ながらスマホ



- 画面に注意が集中して視野が狭くなることで、周囲の状況や危険に気づくことが遅れてしまいます。
- 人混みで人にぶつかったり、車両等にはねられたりすることで、けがや損害賠償につながる恐れがあります。
- 警戒心が薄れてしまうことで、「ひったくり」や「不審者」に狙われやすくなります。



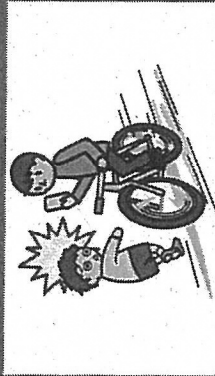
あなたは、スマートフォンを操作しながら歩いたり、車両を運転していませんか？
スマートフォンは、必ず安全な場所ですまっただけから操作をしましょう。



あ！あぶない

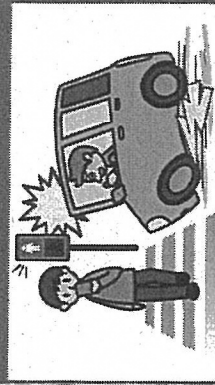
こんなながら使用をしていませんか？

自転車を運転しながら



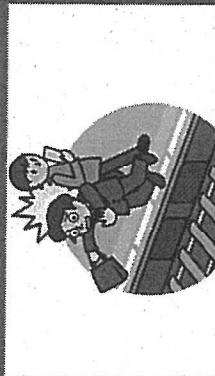
自転車運転中、スマートフォン等を手持って通話したり、画面を注視すると、道路交通法（大阪府道路交通規則）により「5万円以下の罰金」となります。

横断歩道を渡りながら



スマートフォン画面を注視することにより、視界が極端に狭くなると言われており、歩きながらのスマートフォンは非常に危険です。

駅のホームを歩きながら



スマートフォン画面を見ながらの歩行中にホームから転落し、走行中の電車にはねられけがに発生しています。また、歩行中のながら歩行は周囲にも同様の危険を及ぼします。

自動車を運転しながら



自動車運転中、スマートフォン等を手持って通話したり、画面を注視すると、道路交通法により「6か月以下の懲役、または10万円以下の罰金」となります。

